

申請にあたって

令和8・9年度名寄市（市立総合病院全般、学校給食センター食材を除く）が発注する物品のうち別表に掲げる金額を超える契約について、入札等の参加を希望者の申請を受けるものです。

なお、審査結果認定されると、資格者名簿に登載し公開する場合がありますのでご承知ください。

◎注意事項

- 1 申請者の地域要件として、北海道内に本社又は支社及び営業所があることが要件となっています。
なお、個人の場合は北海道内に住所地があること。
- 2 申請時には、誓約書（暴力団排除に関する）を添付していただきます。
- 3 社会保険等への加入状況の審査を行います。

第1 対象となる金額及び契約物件（建設工事、建設関係委託業務を除く）

- (1) 1件の契約が下記の金額を超えるもの

別表

種類	1件の予定価格
印刷等の請負	200万円
物品購入	150万円
物件の借入れ	80万円
物件の売払い	50万円
業務委託等	100万円

1件の予定価格（消費税及び地方消費税を含んだ額）が別表の金額を超える契約。（複数年にわたる債務負担行為等の契約は予定総額）ただし、上記金額は消費税及び地方消費税を含んだ額です。また、債務負担行為（次年度以降も経費の支払を伴う契約）については、その合計額とします。なお、単価による契約で年間の予定総額が上記金額を上回る契約も含まれます。

- (2) 貯蔵物品（市が年間需要頻度の高い物品を予め、単価契約をする物品や印刷物）の契約

※(1)の金額以下の契約又は(2)の物品等契約を希望されない場合は、資格申請の必要がありません。

第2 申請の条件

- 1 共通要件

- (1) 北海道内に本社、支社及び営業所を有している事業者
- (2) 市町村税（特例区にあっては都税）又は消費税及び地方消費税を滞納していない者。

- 2 個別要件

- (1) 物品の購入、印刷の請負及び物品の賃貸借に係る申請

物品の購入、印刷の請負及び物品の賃貸借についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている方でなければなりません。

- ア 令和8年1月1日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和7年1月1日から令和7年1月31日までの間にその事業にかかる売上高を有していること。
- ウ 物品の製造、販売が法的許認可を必要とする場合については、許可、認可又は登録を受けていること。

- (2) 業務委託の情報処理業務に係る申請

情報システム導入開発についての競争入札資格者は、次に掲げる要件を満たしている方でなければなりません。

- ア 令和8年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- イ 令和7年1月1日から令和7年1月31日までの間に情報システムの導入開発実績を有していること。

- (3) 業務委託のICT支援業務に係る申請

ICT支援業務についての競争入札資格者は、次に掲げる要件を満たしている方でなければなりません。

- ア システム開発やシステム保守など情報処理業務の経験を2年以上有していること。
- イ 法的許認可を必要とする場合は、許可、認可又は登録を受けていること。

- (4) 業務委託の警備、清掃、運送及び管理業務等に係る申請

警備、清掃、運送及び管理業務等についての競争入札資格者は、次に掲げる要件を満たしている方でなければなりません。

- ア 警備、清掃、設備保守等法的許認可が必要な業務については、許可、認定又は登録を受けていること。
- イ 令和8年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。
- ウ 令和7年1月1日から令和7年1月31日までの間に申請種目の実績を有していること。

(5) 業務委託の森林整備に係る申請

森林整備についての競争入札資格者は、次に掲げる要件を満たしている方でなければなりません。

ア 令和8年1月1日現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に皆伐または伐採の実績を有していること。

(6) 業務委託の福祉サービス、有害鳥獣処分業務に係る契約

福祉サービス、有害鳥獣処分業務に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければなりません。

ア 令和8年1月1日現在において引き続き2年以上その事業を営んでいること

イ 令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間にその事業にかかる売上高を有していること。

ウ 法的許認可を必要とする場合は、許可、認可又は登録を受けていること。

第3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しないものとする。

（1）中小企業庁（経済産業局及び沖縄総合事務局）が行う官公需適格組合の証明有するとき。

（2）中小企業等協同組合のうち企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。

第4 資格の消滅

競争入札参加資格者は、次の各号に該当したときは、当該資格は消滅するものとします。

（1）政令167条の4第1項の規定に該当することとなったとき。

（2）政令167条の4第2項各号のいずれかに該当し、競争入札への参加を排除されたとき。

（3）営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

（4）政令167条の5第1項及び政令167条の11第2項の規定に基づき市長が定める資格要件を欠くこととなったとき。

第5 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和8・9年度の2年間とする（令和8年4月1日～令和10年3月31日）。